

(別記 2)

輸出先国の基準に対応するための取組支援事業

第 1 事業概要

本事業においては、輸出先国における基準等に対応するために必要なコンソーシアムが行う調査、人材の育成、食肉処理施設の設備の改良・導入等を実施できるものとする。

第 2 事業実施主体

事業実施主体は、別記 1 の事業を実施するコンソーシアムであること。

第 3 成果目標及び目標年

要綱第 9 の第 2 項の畜産局長が別に定める成果目標及び目標年は、別記 1 の事業を実施する際に設定したものとする。

第 4 事業内容

本事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

1 コンソーシアムの推進

コンソーシアムの活動内容等について検討・検証するための会議の開催。

2 コンソーシアムによる海外調査

輸出先国のマーケットに適した畜産物を輸出するための、コンソーシアムが輸出促進に取り組む製品の需要や輸出に係る課題、規制・認証等の調査の実施。対象とすることができる輸出先国は、別記 1 の第 4 の 2 に定める輸出先国とする。

3 コンソーシアムによる人材育成の実施

輸出先国におけるニーズや基準に対応するための人材育成に向けた研修の受講や研修会の実施。

4 食肉処理施設の設備の改良・導入等

輸出先国の基準等に対応するために必要な食肉処理施設の設備の改良・導入等の実施。

第 5 他のコンソーシアム等との協同・連携

取組に当たり、事業実施主体は、本事業に基づき運営される他のコンソーシアムとの協同及び（一社）日本畜産物輸出促進協会等との連携に努めるものとする。